

8 質の高い教育環境を整える

【施策の必要性】

大学入試改革及び学習指導要領改訂への対応、グローバル人材の育成など、都立高校を取り巻く新たな課題に的確に対応していくためには、平成 28 年 2 月に策定した都立高校改革推進計画・新実施計画の着実な推進が求められる。

また、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の自立と社会参加に向けて、特別支援学校における教育環境の整備・充実、通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援体制の整備、障害の状態に応じた多様な教育の場の拡充などが必要である。

さらに、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する一方、教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは子供たちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響が危惧されるところである。このことより、教員の長時間労働の改善に早急に取り組み、学校教育の質の維持向上を図る必要がある。

加えて、学校施設についても、発災時における避難所としての防災対策の推進、授業改善に向けた ICT 環境の整備、特別教室の冷房化等を進める必要がある。

主要施策 19 都立高校改革の着実な推進

1 都立高校改革推進計画に基づく取組

都立高校が生徒を「真に社会人として自立した人間」に育成していくため、都立高校改革推進計画に基づき、教育内容の充実や教育環境の整備を推進するとともに、学校の新設や学科の改編などに取り組む。

◇主要事務事業（都立学校教育部・指導部）

(1) 都立高校改革の推進

近年の我が国の高等学校教育や都政の動向に伴う新たな課題に的確に対応するため、平成 27 年度に都立高校改革推進計画を一部改定するとともに、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間の具体的な計画として、新たな取組を数多く盛り込んだ新実施計画を策定した。平成 30 年度は計画の最終年度として、引き続き、各取組を着実に推進する。

また、次期実施計画（計画期間 平成 31 年度から平成 33 年度まで）を策定し、都立高校改革を着実に推進する。

(2) 「理数アカデミー校」の充実（再掲）

ア 科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力、論理的思考力、科学的な感性・創造性を育成するため、生徒一人一人のテーマに基づく探究活動をカリキュラムに取り入れる。

イ 大学や研究機関と連携した最先端の実験・講義を通して理数に秀でた生徒の能力の一層の伸長を図る。

ウ 大学教授等の専門家からの指導により、研究内容の充実を図り、生徒の進路実現に向けた意識の明確化を図る。

エ 科学の祭典（「科学の甲子園東京都大会」及び「研究発表会」）を通して、プレゼンテーション能力・表現力等の育成を図る。

オ 「科学の甲子園全国大会」への出場や各種科学コンテスト等の上位入賞を目指す。

(3) 医学部等への進学を希望する生徒の「チーム」における育成プログラムの実施（再掲）

生徒の多様な進学ニーズに対応するため、都立戸山高等学校において、医学部等への進学を希望する生徒同士で互いに切磋琢磨し^{せつさたくま}支え合うチームを結成し、進学指導を充実させるとともに、病院への職場見学や医療関係者との交流、大学医学部の教授による模擬授業など、医療への理解を深め医師になる志を育む、3年間一貫した育成プログラムを実施する。

(4) 都立国際高等学校における国際バカロレアの推進（再掲）

国際バカロレアコースの生徒が、高校卒業資格と併せて、国際的に認められる大学入学資格（フルディプロマ）を取得し、海外大学への進学希望を実現できるよう、都立国際高校におけるディプロマ・プログラムの実施を支援するとともに、海外大学への進学に向けた指導の充実を図る。

また、国際バカロレアのカリキュラムに対応し、英語による授業ができる教員の養成・確保を計画的に行うことで、国際バカロレアコースの安定的な運営体制の構築を図る。

(5) 都立新国際高校（仮称）の設置準備（再掲）

都立新国際高等学校（仮称）の設置に向けて、高い語学力や豊かな国際感覚などを育成するための教育課程の検討、環境整備等を着実に進める。

(6) 都立小中高一貫教育校の設置準備（再掲）

平成 34 年度の都立立川国際中等教育学校への附属小学校の新設による小中高一貫教育の実施に向けて、12 年間の教育課程や入学者決定方法の検討、環境整備等を着実に進める。

(7) チャレンジスクールの拡充に向けた取組の推進（再掲）

ア チャレンジスクールの新設

平成 34 年度に開校予定の足立地区チャレンジスクール（仮称）及び平成 35 年度に開校予定の立川地区チャレンジスクール（仮称）について、基本計画検討委員会報告を踏まえ、設置に向けた調整を着実に進める。

イ チャレンジスクールの規模拡大

既設チャレンジスクールのうち 1 校について、平成 31 年度からの学級増に向けた条件整備を進める。

主要施策 20 特別支援教育の着実な推進

1 東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づく取組

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成していくため、東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、特別支援学校、小学校、中学校及び都立高校等の全ての学びの場における指導と教育環境の更なる充実、職業教育、防災教育やスポーツ・芸術教育等の変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進、区市町村教育委員会や教員の専門性向上等の特別支援教育を推進する体制の整備・充実に取り組む。

◇主要事務事業（都立学校教育部・指導部）

(1) 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進

ア 都立臨海地区特別支援学校（仮称）及び都立王子地区特別支援学校（仮称）の開校準備及び都立小金井特別支援学校新校舎の供用開始

知的障害特別支援学校の在籍者数増加に対応するため、平成 31 年度に新設する都立臨海地区特別支援学校（仮称）及び都立王子地区特別支援学校（仮称）の開校準備を進めるとともに、都立小金井特別支援学校の改築校舎の供用を開始する。

イ 都立江東特別支援学校への高等部職能開発科開設

知的障害が軽度から中度の生徒を対象に就労実現に向けた基礎的な職業教育を行うため、3 校目となる職能開発科を、都立江東特別支援学校に開設する。

(2) 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）

ア 肢体不自由特別支援学校スクールバス乗車時間の短縮

平成 29 年度から、スクールバスの小型化やコース設定を工夫することなどにより、肢体不自由特別支援学校におけるスクールバス乗車時間の短縮を図った結果、80 分を超えるコースを解消した。

平成 30 年度は、乗車時間が 70 分を超えるコースについて、バスの小型化やコース設定の工夫等により 60 分以内となるよう乗車時間短縮の取組を引き続き進め、児童・生徒の通学負担を軽減していく。

イ 医療的ケアのある児童・生徒の通学手段の確保

これまで、スクールバスの乗車中に医療的ケアが必要な児童・生徒については、車内において衛生的かつ安全な環境の確保が困難であるため乗車を認めていない。

こうした児童・生徒の多くは保護者の送迎により通学しているが、保護者の状況によっては通学が難しい場合があることから、安定的に通学することができるよう、医療的ケアが必要な児童・生徒専用の通学車両を運行し、通学手段を確保していく。

(3) 都立知的障害特別支援学校における就労支援の取組の推進

ア 民間を活用した企業開拓委託

- (ア) 特別支援学校高等部生徒の企業就労を一層促進するため、現場実習先や雇用先の開拓等に関する情報収集を委託する。
- (イ) 進路指導教員とともに企業開拓業務を行う就労支援アドバイザーを配置し、更なる開拓数の増加を促進する。

イ 特別支援学校就労支援体制

実習先や雇用先企業の開拓や情報管理、特別支援学校における効果的な就労支援事業等を行うため、「東京都就労支援員（一般職非常勤）」を配置する。

ウ 障害者雇用に対する理解促進

- (ア) 企業向けセミナーの開催により、障害者雇用に関する理解促進を行うとともに、雇用及び実習受入れ等の協力を依頼する。
- (イ) 特別支援学校生徒の企業就労に向けて、企業等に対し、障害者雇用についての理解推進及び雇用促進を図ることを目的に平成 27 年度に制作したDVDを活用する。

エ 職業教育の充実

- (ア) 特別支援学校技能競技大会を開催し、生徒が日頃の学習の成果を企業に対して発表する機会を設ける。
- (イ) 就業技術科及び職能開発科の産業現場等における実習に際して、実習先への謝礼を確保し、実習の実施の促進を図る。
- (ウ) 特別支援学校就労支援委員会企業開拓部会を開催し、就労支援における課題解決の方法等を協議することにより、進路担当者の力量の向上を図る。

(4) 医療的ケアの充実

ア 特別支援学校における看護師の体制強化

(ア) 都立特別支援学校主任非常勤看護師の配置

医療的ケアの高度化・複雑化に対応するため、肢体不自由特別支援学校に常勤看護師の補佐を担う都立特別支援学校主任非常勤看護師を配置し、医療的ケアの実施体制を強化する。

(イ) 看護師の専門性向上

専門的な知見を有する医師を講師に招き、最新の動向を踏まえた医療及び看護技術等についての講習会を開催する。

(ウ) 本庁機能の強化

都立学校教育部特別支援教育課に指導的立場となる看護師を配置し、全ての特別支援学校での安全かつ適切な医療的ケアの実施及び平成 30 年度から新たに実施する各種事業の円滑な実施のために必要な助言・支援を行う。

イ 特別支援学校における人工呼吸器の管理についての検討

特別支援学校に人工呼吸器の管理が必要な児童・生徒が一定数在籍していることを踏まえ、平成 30 年度にモデル校を 1 校指定して、特別支援学校において安全かつ適

切に人工呼吸器の管理を行うための校内体制等を検討する。

ウ 区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

小・中学校においても医療的ケアを必要とする児童・生徒が在籍する状況があることを踏まえ、都教育委員会の医療的ケアに関する研修等に小・中学校の教職員が参加できるようにするとともに、小・中学校及び区市町村教育委員会の要請に応じて、特別支援学校におけるセンター的機能の発揮による支援を充実していく。

(5) 通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援策

ア 小学校の特別支援教室の導入に係る支援

平成 28 年度から順次導入しており、在籍校における発達障害の状態に応じた個別指導や小集団指導を実施する体制の整備を進め、平成 30 年度までに公立小学校約 1,300 校全校に特別支援教室を設置する。

区市町村支援として、導入校に特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行う。

イ 中学校の特別支援教室の導入に係る支援

平成 28 年度及び平成 29 年度の 2 か年で実施したモデル事業での成果を踏まえ、平成 30 年度から準備の整った区市町村から特別支援教室を順次導入し、平成 33 年度までに公立中学校約 600 校全校での設置を目指す。

区市町村支援として、教室環境整備費等の補助事業を実施するとともに、導入校に対する臨床発達心理士等の巡回を行う。また、平成 31 年度からの特別支援教室専門員の配置に向けた準備を行う。

ウ 都立高等学校等における発達障害の生徒への支援

(ア) 各都立高等学校等における発達障害のある生徒の在籍者数等にかかわらず、生徒の状態に応じて指導・支援を実施するため、土曜日等の教育課程外で、かつ、学校外で民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を行う。

(イ) 都立秋留台高等学校をパイロット校として都立高等学校における通級による指導を平成 30 年度から開始する。当面の間、都立秋留台高等学校の生徒を対象とした自校通級での運用を行い、実践を踏まえた上で、今後の設置の仕組みや他校通級の在り方を検討していく。

(6) 都立特別支援学校における芸術・スポーツの振興

ア 特別支援学校のスポーツ振興

(ア) 障害者スポーツの普及促進

障害者スポーツを通じた地域の小・中学校、高等学校及び地域住民との交流や、障害者スポーツ教室の開催、障害者スポーツ普及促進用DVDを活用した都立特別支援学校における校内での研修活動などにより障害者スポーツの普及促進を進めていく。

(イ) 障害者スポーツを取り入れた教育活動の充実

「障害のある児童・生徒のスポーツ教育推進校」に全特別支援学校 57 校を指定して、ボッチャやゴールボール等の障害者スポーツを取り入れ、児童・生徒が生涯において親しむ障害者スポーツの選択肢を増やすための教育活動の充実や、優れた外部指導者を活用した部活動の振興を図る。

さらに、推進校の中から、8 校を全国規模の障害者スポーツ大会等で活躍できる選手の育成を目指す学校に指定し、パラリンピアン等を特別指導員として招へいし技能を向上させることや対外試合の機会の充実等によって、部活動の充実を図る。

(ウ) 障害者スポーツを通じた交流活動の活性化を図る。

イ 特別支援学校の芸術教育の振興

障害のある幼児・児童・生徒の豊かな心を育み、潤いのある生活につなげていく取組を行う。また、優れた芸術的才能を更に伸長し、生み出された芸術作品を社会に広めるなどして、社会に参加・貢献していくための仕組みを構築していく。

(ア) 特別支援学校における芸術教育の推進

都立特別支援学校における芸術教育の充実を図るため、芸術教育推進校を 3 校指定し、芸術系大学との連携により、芸術系教科の指導内容・方法の研究や授業改善等を行う。

また、児童・生徒一人一人の表現能力の向上を図るとともに、芸術の諸能力に優れた生徒の発掘と育成を行う。

(イ) 美術活動を通じた障害者への理解促進

特別支援学校に在籍する、美術分野を中心とした優れた才能を有する児童・生徒を発掘するとともに、都民に対して美術活動を通じた障害者に関する理解を促進することを目的として、アートプロジェクト展を実施する。

(ウ) ユニークな芸術活動の機会の創出

生徒の芸術的才能を伸ばし、豊かな人間性や創造力、感性等を涵養^{かん}するため、特別支援学校の美術室や図画工作室等において、障害のある生徒が可能な限り時間や場所の制約を受けず、自由に美術活動を行うことができる機会を創出する。1 地区、特別支援学校 3 校程度を指定し、モデル事業を実施する。その成果検証に基づき、他の地区を含めた全ての特別支援学校での実施方法を検討する。

主要施策 2 1 学校運営力の向上

1 働き方改革を踏まえた学校運営力を向上させる取組の充実

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図るために、平成 30 年 2 月に策定した「学校における働き方改革推進プラン」により、都立学校における働き方改革を着実に推進するとともに、区市町村教育委員会における実施計画の策定やその取組に対する支援等を行っていく。

また、都立学校において校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行っていくため、PDCA サイクルに基づくマネジメントシステムによる学校経営計画を中心とした組織的取組を推進する。学校経営支援センターによるきめ細かい支援により、校長の学校経営を支援し、都民に信頼される特色ある都立学校づくりを進める。

◇主要事務事業（総務部・都立学校教育部・地域教育支援部・指導部・人事部・福利厚生部）

(1) 都立学校における働き方改革の取組の推進

「週当たりの在校時間が 60 時間を超える教員をゼロにする」という当面の目標の達成に向けて、教員一人一人が時間を意識した働き方を日々実践できるよう、以下のとおり取組方針を示し、都立学校における働き方改革を進める。

- ① 平日は、1 日当たりの在校時間を 11 時間以内とすること。
- ② 週休日である土曜日、日曜日については、連続して業務に従事することがないよう、どちらか一方は必ず休養できるようにすること。

また、この取組方針に基づく具体的な取組内容を各都立学校が策定する学校経営計画に定めるなど、組織的な対応を推進する。

(2) 区市町村における働き方改革に係る計画策定への支援

平成 29 年度に都教育委員会は「学校における働き方改革推進プラン」を策定したが、その中で、各区市町村教育委員会が、都教育委員会の定める到達目標を達成するための取組方針やそれぞれの状況に応じた具体的な取組内容を盛り込んだ実施計画を策定するよう促すこととしている。全区市町村教育委員会において、現状分析の上、早急かつ確実に実施計画を策定できるよう、実施計画等の策定に要する経費全般に対して支援を行う。

(3) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

ア 在校時間の適切な把握と活用

都立学校においては、平成 29 年 10 月から登校時だけではなく下校時及び週休日等の登下校時においてもカードリーダーで打刻を行うこととし、これにより教員の在校時間を客観的に把握することが可能となった。今後、管理職が教員の在校時間を適切

に把握し、必要に応じて指導・助言等を行うことを通じ、メンタルケアの更なる充実や、長時間労働の改善を含めたライフ・ワーク・バランスの実現を図る。

イ 出退勤管理システムの導入支援

働き方を見直すためには、まずは全ての教職員の勤務時間を適切に把握した上で、教職員の意識改革を図っていくことが重要である。このため、区市町村教育委員会が教職員の在校時間把握等のために整備する出退勤管理システムの導入経費に対して支援を行う。

ウ タイムマネジメント力向上に係る支援

学校における働き方改革を推進するためには、教員一人一人の働き方に関する意識改革を図るとともに、組織として長時間労働という働き方を変えていくことが必要である。そのため、区市町村教育委員会が指定したパイロット校において、外部専門家等を活用の上、実施する教員の自発的な意識改革を促す取組及び当該取組を域内教員へ普及・定着させるための経費に対して支援を行う。

エ 働き方改革に係る独自取組支援

他の支援制度によらずに、区市町村教育委員会が学校における働き方改革を推進する上で効果が期待できる地域の実情に応じた独自取組に対して支援を行う。

(4) 業務改善の推進

ア 統合型校務支援システムの導入支援

教員の主たる業務である成績処理、通知表・指導要録、名簿管理など校務をＩＣＴ化する統合型校務支援システムを導入することにより、職員全体の業務負担の軽減が可能となる。このため、区市町村教育委員会が統合型校務支援システムを導入する経費に対して支援を行う。併せて、校務支援システムの導入、活用等を含むＩＣＴ教育環境整備を検討し、専門家派遣を必要とする区市町村教育委員会に対して派遣を行う。

イ 学校徴収金事務の効率化に係る支援

学校徴収金事務は、会計処理の煩雑さや学校や地域によって処理方法が異なることなどから、教員の負担感が強いとされている。このため、学校徴収金業務の効率化に取り組む区市町村教育委員会に対し専門家派遣を行うとともに、学校徴収金システムを導入する区市町村教育委員会に対しては、当該システムの導入に係る経費について支援を行う。

ウ 研修動画の制作・WEBによる配信（再掲）

通所による研修の質的な向上を図り、研修受講者が主体的に視聴できる動画を制作するとともに、研修のライブ配信を試行的に実施する。

(5) 学校を支える人員体制の確保

ア 小学校における英語教科化に向けた指導体制の整備（再掲）

英語専科教員の活用に係るモデル事業の成果を踏まえ、平成 30 年度は、先行的に新学習指導要領による英語の授業を行う学校のうち、22 学級以上の学校 35 校に英語の専科指導教員を配置し、それ以外の学校には英語を専門的に指導するための講師時

数を措置する。

イ 学校マネジメント強化モデル事業（再掲）

副校長の業務負担を軽減するため、平成 29 年度に小学校 6 校、中学校 6 校で実施した「学校マネジメント強化モデル事業」を、平成 30 年度は 120 校に拡大し、平成 30 年度・同 31 年度の 2 か年間で引き続き効果検証を行う。

(ア) 実施内容

区市町村教育委員会で人材の選考、配置を行い、以下の 2 パターンについて事業を実施するに当たり、都教員委員会は財政的支援を行う。

a 経営支援部を設置していない学校

副校長の業務を支援する「学校経営補佐」を非常勤職員（月 16 日、1 日 7 時間 45 分勤務）として配置する。また、「学校経営補佐」は学校運営や地域対応に関する経験や知識を持つ人材等とし、学校運営事務、保護者等の対応及び人材育成等の経験を要する業務を主に行う。

b 経営支援部を設置している学校

副校長の業務を支援する「副校長補佐」を非常勤職員（月 16 日、1 日 5 時間以内勤務）として配置する。また、経営支援部の機能強化を図るとともに、より副校長の業務を直接的に支援できるようにするため、経営専任主任の授業時数を週 6 時軽減する。

「副校長補佐」は、行政事務経験がある人材等とし、調査・報告の事務、サービス・施設管理等の必ずしも教員の経験を必要としない業務を主に行う。

ウ スクール・サポート・スタッフ配置支援事業

配布物の印刷等、必ずしも教員でなくてもできる業務を教員の代わりに行う非常勤職員を配置する区市町村教育委員会に対して、都教育委員会が補助するスクール・サポート・スタッフ配置支援事業を平成 30 年度から実施する。これにより教員の負担軽減を図り、児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備する。

(ア) 実施内容

区市町村教育委員会が公立小・中学校に教員を支援するスクール・サポート・スタッフを配置するとともに、都教育委員会は当該配置に係る経費について区市町村教育委員会に対して補助を行う。都は国から経費の 1/3 の補助を受ける。

補助対象経費は、スクール・サポート・スタッフの雇用に係る報酬及び社会保険料に相当する経費であり、1 日 6 時間で週 5 日勤務、年間 42 週の勤務を基準としている。

(6) 部活動の負担軽減

ア 部活動指導員（再掲）

都立高等学校及び公立中学校における教員の勤務負担軽減と部活動の充実を図り、もって学校の教育体制の整備・充実に資するため、部活動指導員を設置する。

(7) 校長のリーダーシップに基づく組織的学校の運営の推進

都立学校において校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行っていくため、PDCAサイクルに基づくマネジメントシステムによる学校経営計画を中心とした組織的取組を推進する。学校経営支援センターによるきめ細かい支援により、校長の学校経営を支援し、都民に信頼される特色ある都立学校づくりを進める。

主要施策 2 2 学校の教育環境整備

1 耐震化の推進

地震発生時における児童・生徒の安全を確保するため、「東京都地域防災計画」等に基づき、公立学校における天井材、照明器具、外壁等の非構造部材を含む施設の耐震化推進及び支援を実施する。

◇主要事務事業（都立学校教育部・地域教育支援部）

都教育委員会は、平成 26 年に修正された「東京都地域防災計画」、平成 23 年 11 月策定の「東京都防災対応指針」及び平成 29 年 3 月策定の「東京都第 5 次地震防災緊急事業五箇年計画」並びに平成 28 年 3 月改正の「東京都耐震改修促進計画」に基づき、学校における震災対策を推進する。

(1) 公立小・中学校等における震災対策の推進

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害発生時には地域住民等の避難所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要である。

都教育委員会は、学校施設における耐震化の緊急性・重要性に鑑み、全公立小・中学校等の耐震化を早急に進めるため、都独自の支援事業を平成 20 年度から実施してきており、平成 28 年度末には、公立小・中学校施設の耐震対策が完了した。

また、東日本大震災を契機に、その重要性が再認識された非構造部材の耐震化についても、平成 25 年度から支援事業を実施している。

・非構造部材耐震化財政支援

国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額の補助

<（参考）構造体耐震化率>（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	全棟数	耐震化率
幼稚園	178 棟	98.9%
小・中学校	6,805 棟	100.0%

【出典：文部科学省 耐震改修状況調査】

(2) 都立学校における震災対策の推進

都教育委員会では、阪神・淡路大震災を契機とし、災害時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した都民の避難場所としての機能を充実するため、東京都耐震促進改修計画等に基づき、都立学校校舎等の耐震補強や改築を計画的に推進し、平成 22 年度末までに全ての都立学校の耐震化を完了した。

一方、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災においては、全国の多くの学校施設で天井材、照明器具、外壁（外装材）など非構造部材の落下による被害が発生した。都立学校でも一部かつ軽微ではあるが、天井材が落下するなどの被害が発生したことから、特に天井高が高く致命的な事故につながるおそれがある屋内運動場を優先して、天井材等の落下防止対策を計画的に実施することとした。

屋内運動場については、平成 24 年度に実施した専門家による総点検の結果を踏まえて平成 25 年度から 4 か年（平成 28 年度まで）の耐震化改修工事を計画的に行った。

また、校舎棟等の非構造部材についても、平成 26 年度から耐震化改修工事を計画的に行っている。

2 トイレ整備の推進

公立小・中学校等において、児童・生徒等にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害時における地域の避難所としての機能を向上させるため、トイレ改修（洋式化等）及び災害用トイレ整備を実施する。

また、都立学校についても生徒が安心して学習・生活できる環境を確保するため、洋式トイレの整備を推進する。

◇主要事務事業（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 防災機能強化のための公立小・中学校等施設トイレ整備支援事業

児童・生徒にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害時における地域の避難所としての機能を向上させるため、都教育委員会は、公立小・中学校等施設におけるトイレ改修（洋式化等）及び災害用トイレの整備を実施する区市町村に対し、その整備費の一部を補助することにより、公立小・中学校等のトイレ整備を促進させる。

(2) 都立学校におけるトイレの洋式化の推進

都立学校において、計画的にトイレの洋式化を進めるとともに、多機能トイレの整備も推進する。また、学校の改築等の際は、洋式トイレを基本として計画し、整備を進めていく。

なお、改築等の際は、トイレ用水の確保やマンホールトイレの設置など、災害時の対策も図っていく。

3 冷房化の推進

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中学校の特別教室（図書室、音楽室、視聴覚室、パソコン教室、理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室、技術室又はそれに準じた教室）の冷房化について支援を行う。

また、都立高等学校についても理科系実験室や美術室等の特別教室の冷房化を推進するとともに、都立特別支援学校の全特別教室及び体育館の冷房化を推進する。

◇主要事務事業（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 公立学校施設冷房化支援特別事業

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、都教育委員会は、公立小・中学校の普通教室に冷房を導入する区市町村に対し、国の補助に上乗せした都の補助を平成 22 年度から実施してきた。

平成 26 年度から、防音性が求められる等早急に教育環境の整備が必要な特別教室（図書室、音楽室、視聴覚室及びパソコン教室）の冷房化の整備経費の一部を補助したほか、平成 27 年度からは、普通教室で代替の利かない特別教室（理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室及び技術室又はそれに準じた教室）についても支援対象とし、公立小・中学校の冷房化を推進している。

(2) 都立学校における冷房化の推進

都立高等学校における各特別教室について、施設や電気設備の状況等に関する調査結果を踏まえ、計画的に冷房化を実施していく。また、都立特別支援学校の全特別教室及び体育館の冷房化を推進する。

4 ICT環境整備の更なる推進

小・中学校における「タブレット端末 1 人 1 台専用」の学習環境整備という考え方を踏まえ、都として、区市町村立学校の ICT 環境整備の指針となるよう、ICT 機器の活用及び効果について検討を行い、実証研究につなげていく。

都立高等学校、都立高校附属中学校及び中等教育学校においては、学習の意欲や関心を高め学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成するため、更なる ICT 環境の充実を図る。

また、都立特別支援学校においては、障害の種別や程度に応じたアプリケーションを活用し、個に応じた学習を可能とするため、更なる ICT 環境の充実を図る。

さらに、将来の都立学校において、AI・ビッグデータ等の ICT 技術により、学校教育の課題解決を図ることを目指した「都立学校スマートスクール構想」の実現に向け、BYOD の実証研究を行うモデル校を指定する。

◇主要事務事業（総務部・指導部・地域教育支援部）

(1) ICT利活用モデル検証事業

タブレット端末1人1台体制における活用方法やタブレット端末の持ち帰りを含めた教育効果などについて、「ICT利活用検討委員会（仮称）」を設置し、検討する。

その結果をもって平成31年度以降において実証研究を行う。

(2) 公立小・中学校ICT環境整備支援事業（出前ICT環境整備事業・ICTアドバイザー事業）

区市町村教育委員会が指定するモデル校へのタブレット端末、電子黒板、アクセスポイント等の貸出し及びICTの専門家派遣を行う事業が、期間満了となるため、事業報告書を作成する。ICT教育環境整備計画が未策定の区市町村教育委員会に対して、ICT環境構築に必要な機器及び機能、教科指導におけるICT活用の効果など、計画策定に参考となる項目や内容を提示するとともに、モデル校での実践事例について、教科別・学習形態別に整理し、全区市町村教育委員会に紹介する。

(3) ICT環境整備の推進

ア 都立高等学校、都立高校附属中学校及び中等教育学校におけるICT環境の充実

都立高等学校、都立高校附属中学校及び中等教育学校におけるICT環境の更なる充実を図るため、これまで配備したパソコンやプロジェクター等のICT機器に加え、生徒用のタブレット端末を配備し、調べ学習やグループ討議、プレゼンテーション等の学習活動をより効果的に行える環境を整備した。平成25年度に配備したICT機器について、リース期間満了に伴う機器更新を行い、継続して情報活用能力を育成する環境を整備する。

イ 都立特別支援学校におけるICT環境の充実

都立特別支援学校におけるICT環境の更なる充実を図るため、これまで配備したICT機器や障害者用支援機器に加え、児童・生徒用のタブレット端末を配備し、障害の状態や特性に応じたアプリケーションを活用できる環境を整備した。平成25年度に配備したICT機器について、リース期間満了に伴う機器更新を行い、継続して個に応じた学習を可能とする環境を整備する。

(4) 東京スマートスクール構想に向けた取組

ア 当該校のWi-Fi環境を整備し生徒が所有するICT機器等の効果的な活用方法や校内のルール作りなどの研究を行うモデル校を10校指定する。

イ モデル校とICTパイロット校の学習データを基に、将来のAIによるビッグデータ分析等を活用した学校づくりに向けた調査を行う。

5 安全対策のための防犯カメラの整備

学校内への不審者侵入の抑止、初期対応など学校内の安全確保の取組を推進するため、公立幼稚園及び小・中学校の校門等への防犯カメラの設置・更新について支援を行う。

◇主要事務事業（地域教育支援部）

(1) 公立小・中学校等防犯設備整備事業

学校内への不審者侵入の抑止・初期対応などの学校内の安全確保の取組を推進するため、都教育委員会は、公立幼稚園及び小・中学校等への防犯カメラの設置・更新を行う区市町村に対し、都独自の支援事業を実施していく。

<公立幼稚園、小・中学校における新規設置補助実績>

区分	H27年度	H28年度	H29年度	合計
幼稚園	0園	8園	0園	8園
小学校	5校	25校	21校	51校
中学校	33校	28校	36校	97校

※平成29年度は見込み

<（参考）公立幼稚園、小・中学校における更新設置補助実績>

区分	H27年度	H28年度	H29年度	合計
幼稚園	11園	9園	3園	23園
小学校	61校	218校	91校	370校
中学校	43校	80校	34校	157校

※平成29年度は見込み

6 質の高い教育の推進に向けた支援等についての検討

学校教育の質の更なる向上や学校の働き方改革に資するため、外部人材の確保等に向けた支援方法や効率的・効果的な学校業務の在り方等について検討する。

◇主要事務事業（総務部）

(1) 新たな支援方法等に向けた検討

学校の教育活動の支援や教員の業務負担の軽減に向けた新たな体制の整備を進め、教育内容の高度化や業務の効率化に向けた具体的な検討を行っていく。

＜取組の方向 8 におけるその他の事務事業＞

1 都立特別支援学校の体育施設の環境整備（都立学校教育部）

東京 2020 大会の開催決定を契機として、障害者スポーツに対する関心が高まっている。障害者や障害者スポーツ団体が、身近な地域でスポーツを楽しむためには、地域で障害者スポーツ活動を行うための環境を充実させていく必要があり、特別支援学校が、こうした役割を担っていくことが期待されている。

そこで、都教育委員会では、オリンピック・パラリンピック準備局と連携して、障害者等へ身近な地域でスポーツに親しめる場を提供するとともに、障害や障害者スポーツへの理解促進と普及を図るため、障害者スポーツの拠点の一つとして、特別支援学校の体育施設等（体育館、グラウンド等）の環境整備を推進している。平成 29 年度においては、10 校（墨東特別支援学校、大塚ろう学校、大泉特別支援学校、府中けやきの森学園、村山特別支援学校、鹿本学園、城東特別支援学校、北特別支援学校、小平特別支援学校、あきる野学園）の体育施設等が活用されている。

今後、より多くの障害者や障害者スポーツ団体が地域において障害者スポーツを楽しめるよう、特別支援学校の環境整備を推進していく。

2 校庭の芝生化の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

- (1) 児童・生徒の健やかな成長にとって望ましい教育環境の整備を目的として、公立小・中学校等の校（園）庭芝生化、校舎の屋上・壁面緑化を推進している。

ア 区市町村への補助事業

- (ア) 校（園）庭芝生化整備工事費、調査設計費等の補助
- (イ) 芝生の専門的維持管理経費の補助（補助期間 5 年間）
- (ウ) 屋上緑化、壁面緑化の整備補助（小・中学校のみ）

イ 校庭芝生化に係る人材の派遣、育成

- (ア) 「校庭グリーンキーパー」（芝生の専門家）の学校への派遣（技術的な指導・助言）
- (イ) 芝生リーダー養成講習会の開催

ウ 校庭芝生化に向けた普及・広報等

- (ア) 芝生化未実施校への天然芝の出前
- (イ) 校庭芝生化に係る情報発信（「校庭芝生化ニュースレター」）
- (ウ) 企業やNPOから構成される「東京芝生応援団」による芝生化校への支援
- (エ) 校庭芝生化地域連携事業

< 公立小・中学校等（※）における校庭芝生化の実績（見込み） >

学校数	1,903 校	平成 29 年 5 月 1 日現在
校庭を芝生化した学校	505 校（集約中）	平成 29 年度末現在

※ 区立義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校を含む。分校は含まない。

(2) 都立学校の環境改善（芝生化）

平成 29 年度末までの実績 126 校 約 28.8ha

平成 30 年度の予定 新規 9 校

3 教育庁人材バンク事業（人事部）

学校における外部人材の活用を円滑に実施していくためには、学校と教育委員会が連携を図り、必要な人材を確保していくことが重要である。

このため、平成 22 年度から「教育庁人材バンク」を設置し、多種・多様な外部のボランティア人材を広域的に募集して、学校のニーズに対応した人材を的確にマッチングしていく仕組みを作り、安定的かつ効果的な外部人材の活用を図っている。

今後も、学校からの要望の多い人材（教員を目指す大学生等）の募集に努めるとともに、ホームページによる有効な活用事例の紹介や人材情報の公開などを行うことにより、外部人材の活用を推進し、学校の教育活動を効果的に支援する。